

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和5年
11月17日
(金曜日)

目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件) (環境政策課) 一

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課) 一

解除予定保安林(下関市) (森林整備課) 五

道路の区域の変更(道路整備課) 五

道路の供用の開始(道路整備課) 五

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改正(会計課) 五

○公告

准看護師試験の実施(医療政策課) 六

公共測量の実施(監理課) 六

○教委公告

契約の締結 七

山口県告示第三百三十号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和五年十一月十七日から同年十二月八日までの間、山口県環境生活部環境政策課、岩国市環境部環境政策課及び和木町住民サービス課

において公衆の縦覧に供する。

令和五年十一月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 三井化学株式会社
住 所 東京都中央区八重洲二丁目二番一号
- 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 三井化学株式会社岩国大竹工場
所在地 玖珂郡和木町和木六丁目一番二号
- 特定施設に関する事項
三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 ($m^3/日$)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日
三三ーリ	四三	令和六、一	令和七、一	令和七、一
備考 「三三ーリ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。				間 隔 使用時間 連 続 二四時間 動 季 節 的 変 動 の 概 要 変 動 な し

種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値															
	処理後	処理前	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大
活性汚泥処理施設	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
オイルセパレーター	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 ($m^3/日$)	処理の方式	使用時間 隔間	一日当たり の使用時間	季節的変動の 要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
〃	〃	八、九〇〇	〃	〃	〃	〃			
オイルセパレーター	〃	二四、〇〇〇	浮上	〃	〃	〃			

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質量 (mg/l)		窒素 (mg/l)		汚水等の一日当たりの量 (m^3)	
	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常
三三ーリ	八	六	五〇	五〇	一	三	一七	三・一	九・三	二九
七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水口の		汚染状態の		値		排水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)	
〃	八	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常
〃	九・六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二	八・五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一〇	二〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一	一四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
九	一三三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一	一・八	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一	二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三	五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・五	一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一・五	三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一四、八四三	二二六、六七八	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二二、六六四	一三八、二五八	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

山口県告示第三百三十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和五年十一月十七日から同年十二月八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に供する。

令和五年十一月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 戸田工業株式会社
住 所 広島市南区京橋町一番二二三号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 戸田工業株式会社小野田事業所
所在地 山陽小野田市新沖一丁目一番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (m ³ /日)	工事着手 年 月 日	使用開始 年 月 日	使用時間 隔 隔 日
二七〇イ	七・二	令和五、 一、二、一	令和六、 一、三、一	断 続 三 時 間 変 動 な し

〃	〃
二・六	五・三
〃	〃
〃	〃
〃	〃
八時間	五時間
〃	〃

備考 「二七〇イ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 (m^3)
	通 常 最 大	通 常 最 大	
二七〇イ	一 一 〇	一 一 〇	〇・〇八
〃	〃	〃	〇・六四
〃	〃	〃	〇・九六
四・五	三 〇	三 五	〇・三二
〃	〃	〃	〇・六四
〃	〃	〃	〇・六四

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 ($m^3/日$)	処 理 の 方 式	連 続 使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要 否	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
〃	〃	一 二 、 〇 〇 〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
		通 常 最 大	通 常 最 大	
〃	水素イオン濃度(水素指数)	六・二	六・三	八、四一七
〃	化学的酸素要求量(mg/l)	六〇	六〇	九、三二七
〃	浮遊物質量(mg/l)	一、一〇〇	一、三〇〇	八、七二七
〃	鉍油類(mg/l)	〃	一	〃
〃	窒素(mg/l)	〃	六	〃
〃	リン(mg/l)	〃	一〇	〃
〃	〃	〇・四	四	〃
〃	〃	〇・六	六	〃

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	通 常 最 大	通 常 最 大	
〃	水素イオン濃度(水素指数)	六・二	七、八一七
〃	化学的酸素要求量(mg/l)	一〇	八、七二七
〃	浮遊物質量(mg/l)	一〇	〃
〃	鉍油類(mg/l)	一	〃
〃	窒素(mg/l)	六	〃
〃	リン(mg/l)	一〇	〃
〃	〃	〇・四	〃
〃	〃	〇・六	〃

No. 2
排水口
〃
〃
八
一〇
五
一〇
〇・二
検出せず
検出せず
検出せず
検出せず
〇
四、〇〇〇

山口県告示第三百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和五年十一月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 機	在 地	廃 止 年 月 日
河野歯科医院		宇部市寿町一丁目一番三号	山口県 宇部市	令和五、三、三一
クボイ薬局サンリブ店		萩市大字唐樋町二の四	山口県 萩市	九、一
新南陽薬局		周南市政所二丁目五番二七号	山口県 周南市	七、三一

山口県告示第三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

令和五年十一月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除予定保安林の所在場所
下関市豊田町大字江良字蟹廻り一〇一三五の一〇一
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 三 解除の理由
道路用地とするため

山口県告示第三百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年十一月十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

いて一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 小郡三隅線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
長門市三隅上字下堀田三四二の一地 先から 同市三隅上字四ノ瀬四七一の三地先 まで	最狭 五八・四	最狭 二二・三	一一四・五	一一四・五	道路改良工 事の完了による。

山口県告示第三百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十一月十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 小郡三隅線	長門市三隅上字下堀田三四二の一地先から 同市三隅上字四ノ瀬四七一の三地先まで	令和五年十一月十八日

山口県告示第三百三十六号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示（平成三年山口県告示第九百三十二号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施

行する。

令和五年十一月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

三の表株式会社三菱UFJ銀行の項を削り、同表株式会社三井住友銀行の項取扱事務の範囲の欄中「ク」を「公金の収納事務（県外に所在する店舗にあつては、マルチペイメントネットワークを利用する方法によるものに限る。）」に改める。



(二一九) 准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第十八条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施します。

令和五年十一月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

令和六年二月十四日（水曜日）午後一時三十分から午後四時まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク

三 受験資格

法第二十二條各号のいずれかに該当する者で、原則として、山口県内の看護師等学校を修業若しくは卒業した者（令和六年三月三十一日までに修業若しくは卒業する見込みの者を含む。）若しくは山口県内の看護師等養成所を卒業した者（同日までに卒業する見込みの者を含む。）、山口県内で准看護師として就業する予定の者又は山口県内に住所を有する者であること。

四 受験願書の受付期間

令和六年一月五日（金曜日）から同月十二日（金曜日）まで（郵送の場合は、一月十二日までの消印のあるものは、有効とする。）

五 受験願書の提出先

山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇一）
山口県健康福祉部医療政策課

六 提出書類等

- (一) 受験願書
- (二) 受験資格証明書

(三) 写真（縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。）

七 受験手数料

六千九百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和六年三月十四日（木曜日）とし、合格者の受験番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示するとともに、山口県健康福祉部医療政策課のホームページに掲載する。

(二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県健康福祉部医療政策課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。

九 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口県健康福祉部医療政策課にすること。

(二) この試験についての問合せは、山口県健康福祉部医療政策課（電話〇八三一九三三一二九二八）にすること。

(二二〇) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下関農林事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和五年十一月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量）

二 作業の地域

下関市大字内日上

三 作業の期間

令和五年十月二十三日から同年十一月三十日まで

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域
下関市大字福江
- 三 作業の期間
令和五年十月二十七日から同年十二月七日まで

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量、路線測量及び地形測量)
- 二 作業の地域
下関市大字福江
- 三 作業の期間
令和五年十一月一日から令和六年三月二十九日まで



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和五年十一月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
教育庁教育情報化推進室 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
県立学校校務支援システム 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和五年九月二十九日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社ソルコム 広島市中区南千田東町二番三二号

六 落札金額
三億二千二百五万二千六百円

七 入札公告日
令和五年八月十五日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法
借入れ

(三) 落札方式
総合評価

令和五年十一月十七日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁